

時間外及び休日労働に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と国立大学法人琉球大学上原事業場に勤務する職員の過半数を代表する者（以下「代表者」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の規定に基づき法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び休日労働について、次のとおり協定する。

（時間外労働及び休日労働を必要とする場合）

第1条 本法人は、次の各号のいずれか（診療を行わない教員については第4号、第6号及び第8号、診療を行う教員については第2号、第4号、第6号及び第8号）に該当するときは、国立大学法人琉球大学医学部・病院職員就業規則（平成16年4月1日制定）第36条、国立大学法人琉球大学医学部・病院非常勤職員就業規則（平成17年5月25日制定）第22条の規定に基づき、職員の健康及び仕事と生活の調和を十分に配慮した上で、時間外労働及び休日労働を命ずることができるものとする。

- (1) 本法人の事業に係る業務を早急に処理するため、やむを得ないとき
- (2) 病院での医療業務を処理するに当たってやむを得ないとき
- (3) 予算、決算、人事異動、入学、卒業、履修認定で業務が集中し、所定労働時間内の労働では処理が困難なとき
- (4) 入学試験、職員採用試験、大学説明会、大学祭、臨時の講義及び公開講座の業務でやむを得ないとき
- (5) 臨時の業務を行うため、所定労働時間内の労働では処理が困難なとき
- (6) 暴風・災害時その他避けられない事由により緊急に必要が生じたとき
- (7) 西普大間キャンパス移転に係る業務に対応するため、所定労働時間内の労働では処理が困難なとき
- (8) その他前各号に準ずる場合で、本法人の業務運営上、特に時間外労働及び休日労働の必要が生じたとき

2 学長は、職員に時間外・休日労働を可能な限り行わせないように努め、その実態について絶えず点検をする。

（時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び職員数）

第2条 時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び職員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事務系の所掌業務	594 人
(2) 医療技術系の所掌業務	220 人
(3) 看護系の所掌業務	725 人
(4) 医師（大学教員であるものを含む）業務	414 人
(5) 歯科医師（大学教員であるものを除く）業務	20 人
(6) 大学教員（医師以外）の所掌業務	90 人

（時間外労働時間数）

第3条 時間外労働（法定休日以外の休日に労働した場合を含む。）の限度は、次のとおりとする。ただし、法定休日以外の休日に労働した場合の1日の限度時間については、所定労働時間相当時間の7時間45分を加算した時間とする。

	医 師	左記以外の者
1 日	7 時間	4 時間

1ヶ月（起算日：毎月1日）	100時間	45時間
1年（起算日：令和6年4月1日）	960時間	360時間

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の時間外労働時間数に係る限度時間については以下のとおり規定する。

(1) 情報システムトラブルの対応等中断できない業務が生じたときや、欠員の補充がなされない場合の対応、入学試験、決算期経理事務、人事関係業務等で臨時に業務が集中し、又は試験の日程等の理由により、本法人の業務運営に支障をきたすときは、職員（医師を除く。以下、この項において同じ。）に業務の緊急性を事前に説明することにより、次のとおり時間外労働の限度を延長することができる。ただし、当該職員から延長に応じられない旨の申し出があった場合は、この限りではない。延長する場合、割増賃金率は25%（ただし、法定休日以外の休日の勤務に係る場合は35%とし、その勤務が深夜において行われた場合はそれぞれ25%増し）とする。

1日 6時間
1ヶ月 60時間（6回以内）
1年 540時間（起算日：令和6年4月1日）

(2) 本法人の西普天間キャンパスへの移転関連業務で業務が集中し、本法人の業務運営に支障をきたすときは、職員に事前に説明することにより、次のとおり時間外労働の限度を延長することができる。ただし、当該職員から延長に応じられない旨の申し出があった場合は、この限りではない。延長する場合、割増賃金率は25%（ただし、法定休日以外の休日の勤務に係る場合は35%とし、その勤務が深夜において行われた場合はそれぞれ25%増し）とする。

1日 6時間
1ヶ月 80時間（6回以内）
1年 720時間（起算日：令和6年4月1日）

(3) 医療技術系職員のうち臨床工学技士については月80時間（6回以内）、年720時間（起算日：令和6年4月1日）とする。

(4) 地域医療における医療提供体制の確保が特に必要な第二外科及び腎泌尿器外科に所属する医師については年1、200時間とする。

(5) 前項（医師に関する部分を除く。）に規定する時間外労働の限度を超えて労働する場合においても、月100時間未満、かつ、2ヶ月ないし6ヶ月のそれぞれの期間における時間外労働及び休日労働の1ヶ月あたりの平均時間は80時間以内とする。

（健康確保措置）

第4条 前条第1項に規定する1ヶ月についての時間外労働の限度時間を超えた職員には、産業医による面接指導を実施する。

（休日労働）

第5条 労働させることができる休日（法定休日に限る。）は、1ヶ月のうち2日とする。

- 2 当日の労働時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 前項の労働時間については、午後5時15分以後に試験の日程が組まれた時やトラブルの対応等で中断できない業務が生じた場合等業務運営上やむを得ない事由により変更することがある。

（年少者の時間外労働・休日労働）

第6条 前5条の規定にかかわらず、満18歳未満の者については、労働基準法第60条の規定に基づき、時間外労働及び休日労働を行わせない。

(協定に定めない事項)

第7条 この協定に定めない事項が起こった場合、その都度代表者と協議の上決定する。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和6年 9月27日

国立大学法人琉球大学

上原事業場過半数代表者氏名

佐久川 聰史



国立大学法人琉球大学長

西 田 瞳



時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 (満18歳以上の者)	1日 (任意)	(時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)	1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)	
				起算日 (年月日)	令和6年4月1日
情報システムトラブル対応等中断できない業務	事務系	594	6時間	—	6回
欠員補充がない場合への対応	事務系、医療技術系職員、看護系職員、教員	1,629	6時間	—	6回
入学試験、決算期、人事異動等で臨時に業務が集中する場合	事務系、教員	684	6時間	—	6回
西普天間キャンバスへの移転のため業務が集中する場合	歯科医師、看護系職員	745	6時間	—	6回
医療のため臨時に業務が集中する場合	事務系、医療技術系職員、看護系職員	1,539	6時間	—	6回
医療のため臨時に業務が集中する場合	医療技術系職員（下記以外）	198	6時間	—	6回
限度時間を超えて労働させる場合における手続及 福扯を確保するための措置	(該当する番号) ①	(具体的な内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施	上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスにチェック)	1箇月 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)	起算日 (年月日)
協定の成立年月日	令和6年 9月 27日				
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 氏名	職名 診療放射線技師 佐久川 謙史				
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票）					
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>					

令和6年 9月 27日

那 翠 労働基準監督署長殿

使用者 国立大学法人琉球大学長
氏名 西田 聰

株式会社の第9号の2(第16条第1項関係)

時間外労働 に関する協定届 休日労働		時間外労働 に関する協定届 休日労働	
事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間
教育・研究・診療業	国立大学法人琉球大学 (上原事業場)	(〒 903-0215) 中頭郡西原町字上原 207 番地 (電話番号: 098-895-3331)	令和6年4月1日から 1年間
届出日以降有効			
時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者) 所定労働時間 (111) (任意)	延長することができる時間数
① 下記②に該当しない労働者	予算、決算、異動、職員採用、入学、卒業、公開講座、大学説明会、大学祭、医療事務、キャンバス移転	事務系(総務、会計、教務厚生、施設、図書、医療)	1日 1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで) で、(②については320時間まで)
医療、キャンバス移転	医療技術系職員	5 9 4 5 9 4	7.75時間 4時間 4時間 45時間 360時間 –
試験、医療、キャンバス移転	歯科医師、看護系職員	2 2 0 7 4 5	7.75時間 4時間 – 45時間 360時間 –
試験及び臨時の講義、公開講座、大学説明会、大学祭、医療、キャンバス移転	教員(教育・研究)	9 0 9 0	7.75時間 4時間 – 45時間 360時間 –
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者		6.40,- 届出日 平成30年6月1日	
休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者) 所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数
予算、決算、試験、異動、職員採用、入学、卒業、公開講座、大学説明会、大学祭、医療事務、キャンバス移転	事務系(総務、会計、教務厚生、施設、図書、医療)	5 9 4 5 9 4	土日祝日、年末年始 月2日 始業午前8時30分 終業午後5時15分
医療、キャンバス移転	医療技術系職員	2 2 0 2 2 0	土日祝日、年末年始 月2日 始業午前8時30分 終業午後5時15分
試験、医療、キャンバス移転	歯科医師、看護系職員	7 4 5 7 4 5	土日祝日、年末年始 月2日 始業午前8時30分 終業午後5時15分
試験及び臨時の講義、公開講座、大学説明会、大学祭、医療、教員(教育・研究)	教員(教育・研究)	9 0 9 0	土日祝日、年末年始 月2日 始業午前8時30分 終業午後5時15分

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の5（第70条関係）

労働保険番号	4 7 1 0 1 0 0 9 8 0 4 0 0 0 9 4 2 5
法人番号	6 3 6 0 0 5 0 0 1 3 3 2

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間		
教育・研究・診療業	国立大学法人琉球大学（上原事業場）	(〒 903 - 0215) 沖縄県中頭郡西原町字上原 207 番地 (電話番号：098-895-3331)		令和6年4月1日～ 令和7年3月31日		
時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者) (1日) (任意)	所定労働時間	延長することができる時間数		
			1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで) 法定労働時間を超える時間数 (任意)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 (年月日) 令和6年4月1日	
時間外労働 ① 労働者	試験及び臨時の講義、公開講座、大学説明会、大学祭、医療 医師	4 1 4	7.75 時間	4 時間	45 時間	360 時間
時間外労働 ② 労働者	1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	労働者数 (満18歳 以上の者) (1日) (任意)	所定休日	労働させることができる法定休日の日数 法定休日のうち月2回	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻 始業午前8時30分 終業午後5時15分	
						法定労働時間を超える時間数 (任意)
休日労働	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者) (1日) (任意)	所定休日	労働させることができる法定休日の日数 法定休日のうち月2回	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻 始業午前8時30分 終業午後5時15分	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（医業に従事する医師は除く。）。						
<p>【医業に従事する医師】</p> <p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について900時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は准医師B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。）については1,860時間）以下でなければならないこと（ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、直接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。）。</p>						
<p><input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p> <p>6.3.29</p>						



株式第9号の5（第10条脚注）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせら必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たつては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（第8・8歳以上上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができた労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄に記入に当たつては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という）を超える時間数を記入すること。

- 4 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定についても協定しても効力はないことを留意すること。
- 5 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとに延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

- 6 「起算日」には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- 7 「延長することができる時間数」の欄に記入に当たつては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という）を超える時間数を記入すること。

- 8 「(1) 法定労働時間の上限を遵守する趣旨のチェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とみなすこと。また、チェックボックスにチェックができる場合には有効な協定とはならないことに留意すること。（医業に従事する医師は除く。）
- 9 「(2) 医業に従事する医師」とは、労働基準法第111条第1項に規定する医師をいうこと。また、医業に従事する医師についての労働時間の上限を遵守する趣旨のチェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 10 「(3) A水準医療機関」とは病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。）若しくは診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）、又は介護老人保健施設（介護保険法第8条第2項に規定する介護老人保健施設をいう。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）のうち医療法に基づく次のいずれかの指定も受けていないものをいい、「B水準医療機関」とは医療法第113条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「C水準医療機関」とは同法第119条第1項又は第120条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所をいうこと。

- 11 上記8・(2)に因し、チェックボックスに係る記載中の面接指導及び健康確保のために必要な就業上の適切な苦勞とは、労働基準法施行規則第59条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百一十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める命令第3条第1項第2号から第4号までに規定するものであること。
- 12 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明示を走める命令第3条第1項第2号から第4号までに規定するところにより面接指導等を行つた場合（A水準医療機関で勤務する医師については事後の面接指導を行つた場合も含む。）を除く。又はB水準医療機関ではなくC水準医療機関で勤務する医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。）について960時間（B水準医療機関ではなくC水準医療機関で勤務する医師に付帯するものに限る。）について360時間（B水準医療機関で勤務する医師に付帯するものに限る。）を超過した場合は労働基準法違反（同法第44条第5項の規定により6箇月以下の罰金）となることに留意すること。
- 13 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要なある事項のみ記入する（備考）
- 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を個別書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

時間外労働休日労働に関する協定届(特別条項)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類 (満18歳以上の者)	1 日 (任意)		起算日 (年月日)	令和6年4月1日
労働者数	延長することができる時間数		法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数		
① (下記②-⑤以外) の者)						
② A 水準医療機関 で勤務する医師						
③ B 水準医療機関 で対象業務に從事する医師						
④ 連携B 水準医療 機関で対象業務 に從事する医師						
⑤ C 水準医療機関 で対象業務に從 事する医師						

限度時間を超えて労働させる場合における手続	職員に業務の緊急性を事前に通知	
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、②	(具体的な内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 対象労働者に1箇月の勤務間インターバルを設定
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(医業に従事する医師は除く。)	<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)	

【医業に従事する医師】

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については1,860時間)以下でなければならないこと(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。)

(チェックボックスに要チェック)

(チェックボックスに要チェック)

協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと(②で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後での面接指導でも差し支えない)。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。

(チェックボックスに要チェック)

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超過した場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。

(チェックボックスに要チェック)

③—⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超過することが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 6年 3月 28日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 診療放射線技師
氏名 佐久川 駿史

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

6年 3月 28日

使用者 職名 国立大学法人琉球大学長
氏名 西田 誠

冊類 労働基準監督署長殿



- (1) 分割基準医療費も、乗合第1項の規定において同法第141条第2項に規定する事項に関する定めを継続した場合における本款との記入に当たつては、次のとおりとすること。
 ① 「A水半医療機関」とは病院(医療法第1条に規定する病院をいう。)若しくは診療所(同法第2条に規定する診療所をいう。)又は介護老人保健施設(介護老人保健施設をいう。)若しくは精神科病院(同法第29条に規定する精神老人保健施設をいう。)のうち後者を「B水半医療機関」とは医療法第113条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所(同法第116条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所をいうこと)。
- (2) 「臨時的に実施時間帯を組んで効率化することによってできる場合」の欄には、当該事業場における通常並びにこのべき医療の指定を受けて労働させた結果がある場合を除いて労働させた場合が組合を下すものとし、なお、業務の都合上必要な場合、業務上やむを得ない場合は等常勤的な時間労働を組くそれがあるものを記入することは認められないことに留意すること。
- (3) 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の範囲上特に有する労働について規定をした場合には、当該業務を他の業務と別けて記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たつては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- (4) 「労働時間(例: 3月以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる分野別の数を記入すること。
- (5) 「起算日」の欄には、本款式における「時間外労働・休日労働に明るむ起算日」と同じく毎月と同様に月日を記入すること。
- (6) 「延長することができる時間数及び休日労働の時間数」の欄に記入する時間数は、労働基準法第32条から第33条までの5まで又は第41条の規定により労働の区分を細分化することにより労働させらるべくできる場合を除くこととし、なお、労働時間数を記入する時間数についても規定する場合においては、所定労働時間数を記入する時間数と併せて記入することができる時間数となる時間数を、医業に供する医師については、労働基準法施行規則第99条第2項第2号から第4号まで又は医療法第31条の規定により読み替えて適用する労働基準法第41条第4項第3号の規定を定める旨記入すること。
- (7) 「起算日」において定められた1年についての延長することができる限度となる時間数を、医業に供する医師については、120時間の範囲内、医業に供する医師については、960時間(B水半医療機関又はC水半医療機関において当該指定期間においては、所定労働時間数を算した時間数を計入することができる時間数を記入すること)と、なお、所定労働時間数を記入する時間数についても規定する場合においては、所定労働時間数を記入すること。
- なお、これらの欄に記入する時間数にからむらず、医業に供する医師以外の者についても、時間外労働及び休日労働を含めた時間数が1箇月について100時間以上となる場合は、及び2箇月以内の金額)となることに留意すること。また、医業に供する医師については、労働時間数を算した時間数が1箇月について(100時間未満の範囲内)で規定する場合においては、医業に供する医師については、120時間の範囲内、医業に供する医師については、960時間(B水半医療機関又はC水半医療機関において当該指定期間においては、所定労働時間数を算した時間数を計入することができる時間数を記入すること)と、なお、所定労働時間数を記入する時間数についても規定する場合においては、所定労働時間数を算した時間数を計入すること。
- (8) 「報酬時間」を極めて短縮して労働者に係る労働時間数を算定することには、報酬時間を超えて効率化することができる医業に供する医師以外の者については、報酬時間を超えて効率化することができる医業に供する医師については、(報酬時間)を記入して効率化することができる医業に供する医師については、(報酬時間)を記入すること。
- (9) 「報酬時間を超えて効率化させた場合における手数料」の欄には、規定の標準当事者の手数料と zwar、「報酬」等具体的な内容を記入すること。
- (10) 「報酬時間を超えて効率化させた労働者に対する報酬及び賃金を組合に下すものとし、なお、医業の伝達を記入する場合には、(報酬時間)を記入したこととし、(報酬時間)を記入すること。
- ① 労働者の報酬及びその報酬状態に応じて、(報酬)又は特別的な休暇を付与すること。
- ② 分割基準医療費も、乗合第1項の規定による時間外労働を実施すること。
- ③ 賞美から始まるまでに一定時間以上の推移した休憩時間を実施すること。

④ 労働者の報酬状況及びその報酬状態に応じて、効率化を実施すること。

⑤ 伸びる給付制度についてまとめて記入すること。

⑥ 心からいたる医療用具についての相談窓口を実施すること。

⑦ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医学にごと保護措置を乞うること。

⑧ その他

2 (1) 分割基準法第35条第6項第2号及び3項の要件を遵守する場合のチェックボックスに既存の固有指標及び健康指標のために必要となる場合には、労働基準法第41条第2項の規定により記入すること。

3 (1) 算日を表すペースを含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を記すことに留意すること。また、チェックボックスにチェック

されない場合には、労働基準法第41条第2項の規定により記入すること。

(2) 「医業と連携する医師」とは、労働基準法第116条第1項に規定する医師をいうこと。

(3) 医業に供する医師についての労働時間の上限を遵守する場合のチェックボックスに既存の固有指標及び健康指標のために必要となる場合には、労働基準法第41条第2項の規定により記入すること。

(4) 1箇月の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が150時間(医療法施行規則第69条の第3項第2号から第4号まで又は医療法第28条第2号から第4号まで)に満たない場合に限り算入すること。

(5) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超えることが見込まれる者に対して行われるべき労働時間インシーバルを実施すること。

(6) 1箇月の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が150時間(医療法施行規則第69条の第3項第2号から第4号まで)に満たない場合に限り算入すること。

(7) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(8) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(9) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(10) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(11) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(12) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(13) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(14) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(15) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(16) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(17) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(18) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(19) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(20) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(21) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(22) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(23) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(24) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(25) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(26) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(27) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(28) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(29) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(30) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(31) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。

(32) 1年の時間外労働及び休日労働を計算した時間数が900時間を超える者に限り算入すること。